

		総トン数三トン未満の小型漁船	上甲板下全部の容積の 測度以外の測度
		一隻につき （実測を要する場合にあつては、一万四千元）	一隻につき 七百五十円

第二号を削り、同表第三号中「政令」を「旧政令」に改め、同号を同表第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 旧政令第三条第二項において 準用する旧政令第二条第三項の 規定による船舶の検査を受けよ うとする者	料	小型船舶検査手数料	
		全部の検査又は上甲板下全部の検査	一隻につき 三万七千元
		全部の検査及び上甲板下全部の検査以外の 検査	一隻につき 二万六千元

別表第四号から第七号までの規定中「政令」を「旧政令」に改め、同表第八号を削る。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三十一号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）」を「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）」に改める。

第二条第一項、第四条第二項、第十条並びに第十一条第二項及び第五項中「漁港法」を「法」に改める。

第十四条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三十二号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「三月」を「六月」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第三十三号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八時から二十一時」を「七時三十分から二十一時三十分」に改める。

第十二条第二項中「七時から二十一時三十分」を「六時三十分から二十二時」に改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機のうち、空港に着陸した後引き続き停留し、着陸した日の翌日に離陸することとされているものに係る着陸料等については、規則で定める期間、規則で定める金額に相当する着陸料等の額を減免する。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三十四号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「弓道場」を削り、同表に次のように加える。

新青森県総合運動公園	総合体育館
------------	-------

別表第二第四号中「受けて」の下に「青森県総合運動公園に係る」を加え、同号アの表弓道場の項を削り、別表第二に次の一号を加える。

五 第六条第一項の規定による許可を受けて新青森県総合運動公園に係る特定公園施設を使用する場合

ア 貸切使用の場合

主競技	区 分			営利を目的としないとき一時間につき	営利を目的とするとき一時間につき	営利を目的としないとき一時間につき	営利を目的とするとき一時間につき
	全 面	半 面	三分の一面				
体育・スポーツに使用する場合	三千七百七十円	千八百八十円	千二百五十円	九万九千四百七十円	四万九千七百三十円	八千七百二十円	三万三千五百五十円
体育・スポーツ以外に使用する場合	十一万八千三百三十円	五万九千六十円	二千九百円	十一万八千三百三十円	四万九千七百三十円	八千七百二十円	三万九千三百七十円

設備 冷房		主競 技場				区		分			
観 客 席	四分の 一面	三分の 一面	半 面	全 面							
					九百円	六百十円	八百十円	千二百二十円	二千四百五十円	体育・スポーツに使用する場合 営利を目的としない とき一時間につき	
二千七百二十円	千八百四十円	二千四百五十円	三千六百八十円	七千三百六十円	体育・スポーツに使用する場合 営利を目的とする とき一時間につき						
千百三十円	七百六十円	千二十円	千五百三十円	三千六十円	体育・スポーツ以外に使用する場合 営利を目的としない とき一時間につき						
三千四百円	二千三百円	三千六十円	四千六百円	九千二百円	体育・スポーツ以外に使用する場合 営利を目的とする とき一時間につき						

- 1 総合体育館の使用には、合宿所の使用を含まない。
- 2 総合体育館の冷暖房設備を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

(備考)

総合体育館				
ル	室内プ	技場	補助競	
			半 面	全 面
その他の月	六月～八月	半 面	全 面	四分の 一面
三千八百四十円	八百九十円	九百円	千八百十円	九百四十円
二万六千三百円	一万四千四百円	二万九千九十円	四万三千八百七十円	二万四千八百六十円
一万三千八百円	千九百十円	千九百五十円	三千九百十円	二千百八十円
二万六千七百円	一万四千八百円	二万五千四百九十円	五万九百八十円	二万九千五百三十円

総合体育館の照明設備を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

主競技場				区 分
四分の一面	三分の一面	半面	全面	
三百円	四百円	六百円	千二百二十円	体育・スポーツに使用する場合で、営利を目的としないとき一時間につき
六百円	八百円	千二百二十円	二千四百四十円	その他の場合一時間につき

場		設備				暖房	
補助	競技	主競技場		アフロ競技		補助	競技
全	半	観客席	四分の一面	三分の一面	半面	全面	全
九百六十円	四百八十円	八百二十円	五百六十円	七百四十円	千二百二十円	二千二百四十円	三百三十円
二千八百八十円	千四百四十円	二千四百八十円	千六百八十円	二千二百四十円	三千三百六十円	六千七百二十円	千円
千二百二十円	六百円	千三十円	七百円	九百三十円	千四百円	二千八百円	四百十円
三千六百円	千八百円	三千百円	二千百円	二千八百円	四千二百円	八千四百円	千二百五十円

補助競技場	
半面	全面
二百七十円	五百五十円
五百五十円	千百十円

イ 貸切使用以外の使用の場合

団体		個人			区	分	金	額
一団体が二十人を超える場合	一団体が二十人以内の場合	一般（大学生を含む。）	高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒				
	一団体が二十人を超える場合	一般（大学生を含む。）	小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一般（大学生を含む。）	高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一時間につき	千百三十円
一般（大学生を含む。）		小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一般（大学生を含む。）	高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一時間につき	七百五十円	七十円
一般（大学生を含む。）		小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一般（大学生を含む。）	高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一時間につき	四百三十円	七十円
一般（大学生を含む。）		小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一般（大学生を含む。）	高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一時間につき	四百三十円	七十円
一団体が二十人を超える場合		一団体が二十人以内の場合					額の二分の一に相当する額を加えた金額	

（備考）

総合体育館の使用には、合宿所の使用を含まない。

ウ 総合体育館の合宿所の使用の場合

区	分	金	額
小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一泊につき	九百九十円	
高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	一泊につき	千百円	
一般（大学生を含む。）	一泊につき	千七百三十円	

（備考）

冷暖房設備を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

区	分	金	額
冷房設備	一泊につき一室	六百二十円	
暖房設備	一泊につき一室	九百四十円	

エ 立売りのための使用の場合

一人につき一日 八百九十円

備考

アからウまでの使用には、体育器具その他の備品の使用を含む。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「弓道場」を削る部分に限る。）及び別表第二第四号アの表弓道場の項

を削る改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第三十五号

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の二第一項又は旧屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程（平成四年二月二十六日建設省告示第四百二十八号）第二条の規定により認定を受けた屋外広告士資格審査・証明事業により屋外広告士の称号を付与された者

第二十七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三十六号

青森県流域下水道条例の一部を改正する条例

青森県流域下水道条例（昭和六十二年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「財団法人青森県下水道公社」を「財団法人青森県建設技術センター」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男